

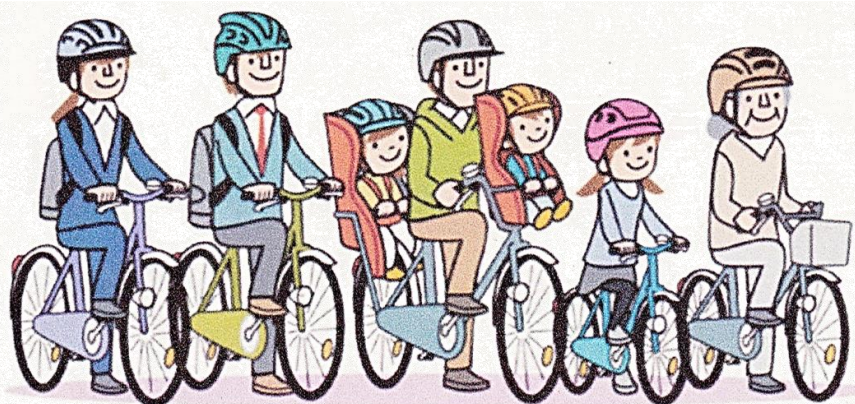
令和5年
4月1日
から

自転車に乗車する
すべての方を対象に



乗車用ヘルメットの着用が
努力義務となります。

自転車に乗るときは、
子供も大人もヘルメットを
かぶろう！



改正道路交通法
第63条の11

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

ヘルメットは、転倒した場合などに、頭部への衝撃を軽減する大きな効果があります。



静岡県警察
交通安全情報
もチェック！